

工事保証書

平成 27 年 8 月 1 日

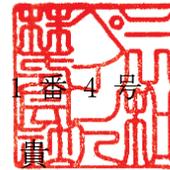
三和 太郎 殿

この度は、弊社に塗装工事をご発注頂き有難うございました。
工事には万全を期しておりますが、下記期間中弊社、アクアクリーンシステムにて
施工した箇所でご不具合が発生した場合、規定事項に基づき補修を致します。

三和 ペイント株式会社

大阪府大阪市淀川区宮原 4 丁目 1 番 4 号

代表取締役社長 木原 史 貴



保証期間	外装塗装	アクアクリーン	ゾラガラスコート	工法
	完工日	平成 27 年 7 月 31 日	より	15 年間
	屋根塗装	アクアクリーン	クールフッソ	工法
	完工日	平成 27 年 7 月 31 日	より	7 年間
お客様名	三和 太郎 様			
ご住所	大阪府大阪市淀川区宮原 4 丁目 1 番 4 号			
電話番号	06-6396-8538			
施工箇所	36 坪 壁面積 138 m ² 屋根面積 112 m ²			
保証内容	裏面に記載			

工事保証約款

(総則)

第1条 三和ペイント株式会社(工事契約記載の請負者、以下請負者という)は
工事注文発注者(工事契約記載の工事注文者、以下注文者という)に対し
本紙保証書に従い、工事契約書記載の工事(以下「該当工事」という)の塗膜を保証する。

(契約の成立)

第2条 前条の保証契約は本紙、保証書に従い、工事注文者が合意し、請負者が工事注文者に対し
『工事契約書(お客様控え)』を提出することにより成立する。

(保証の限度)

第3条 請負者は前条の規定に基づき負担する履行責任は
該当工事の工事代金金額相当の工事を限度とする。

(免責事項)

第4条 以下のいずれかの事項に起因して生じた不具合又は工事注文者に生じた損害について
保証責任を免れる事とする。

- ・地震、噴火、洪水、津波、竜巻又はこれらに類似する自然現象
- ・戦争、紛争、内乱、労働争議による場合
- ・火災、爆発又はこれらに類する外部要因による場合
- ・保証対象工事の部位以外の部位の損傷に起因する場合
- ・工事の施工中又はその前後における請負者(請負者から当該工事について下請けをした者を含む)
以外の作業者の行為に起因する場合
- ・所有者または使用者の不適切な維持管理または受注契約時の使用目的と異なる使用方法による場合
- ・工事注文者から支給された資材又は工事注文者の与えた指示による場合
- ・保証した当時の塗料系仕様に係る技術では発生を回避できない現象による場合
- ・対象建物の構造上の欠陥、躯体素地に起因する場合
- ・内部からの水回りによる事故の場合
- ・塩害・有害ガスなど塗膜に有害な特別環境に起因する場合
- ・その他、保証対象工事の施工とは無関係の事象による場合

(保証契約の解除)

第5条 工事注文者と請負者の間に成立した請負契約について、工事注文者が請負契約を解除した場合は
本保証書も解除又は失効する。

(保証債務の履行請求)

第6条 工事注文者は保証箇所の不具合を発見したときは、その拡大を防止するように努めるとともに
遅延なく請負者に保証債務の履行を請求しなければならない。

(原因の調査)

第7条 請負者は前条の規定に基づき保証債務履行請求があった場合は、協議のもとで原因を調査点検の上、
その結果と対処方法を工事注文者に報告するものとする。

(保証債務履行請求権の譲渡)

第8条 対象物件の所有権が相続・贈与その他の原因で工事注文者の配偶者もしくは三親等内の親族に
移転した場合は、工事注文者はその配偶者又は親族に保証債務履行請求権を譲渡することが出来る。

(保証債務履行請求権の譲渡)

第9条 この保証約款に定めない事項については、工事注文者・請負者の協議によるものとする。

(保証の内容)

第10条 請負者は当該工事に関し以下の内容の不具合が生じた場合は履行責任を負うものとする。

(塗膜を保証する範囲及び期間)

第11条 請負者が工事注文者に対して保証する該当工事の塗膜は、本紙に記載する箇所とし
その期間は完工日より起算し、本紙に記載する期間とする。
ただし、シール材の保護の観点から、シール材に塗装した塗膜は保証対象外とする。

(塗膜の保証する性能)

第12条 請負者は本紙に記載する工事箇所の塗膜の剥離、塗膜の著しい色褪せ、塗膜の膨れに対し保証する。

(シーリングの保証する範囲及び期間)

第13条 請負者は契約書に記載するシール打替え工事を行ったシール工事部分に関して
シール材の亀裂・剥離が原因で室内に漏水が生じた場合は『5年間』保証する。

(シーリングの保証する性能)

第14条 請負者は上記13条に該当する場合、シール材の防水機能を修復する。

(保証に関してよくある見解の相違に関して)

- 1)ベランダ・屋上の防水工事は本紙、工事保証は適用されません。
- 2)外塀や擁壁に関しては、家屋とは状況が異なり、本紙と同様の塗料を使用した場合も本紙、工事保証は適用されません。
- 3)工事保証に該当する箇所であっても、第4条の免責事項に該当する場合、工事保証は適用されません。